

「つや姫」の生産を希望されるみなさまへ

「つや姫」は、山形県が育成したブランド米で、種苗法による品種登録を受けています。（山形県が「育成者」の権利を持っています。）

山形県内では「つや姫」の生産者認定制度が設けられ、栽培方法は特別栽培や有機栽培であること、種子の再譲渡と自家採種の禁止、自家消費を除き全量出荷することなどの要件が定められています。

和歌山県では、和歌山県農作物種子協会と山形県の間で「つや姫」の利用権設定契約を結んでいます。

つや姫を栽培する場合は以下の事柄を遵守してください。

1. 「つや姫」の栽培は特別栽培または有機栽培に限定
2. 自家採種、種苗の譲渡は禁止
3. 収穫物は自家消費分をのぞいて全量出荷（販売）

※正規販売店（県内JA購買窓口）以外からの種苗の不正な入手、自家採種、種苗譲渡など育成者の権利を侵害した場合、「種苗法」に基づき損害賠償等を求められる場合があります。

※故意の場合、懲役又は罰金（もしくは両方）が科せられる場合があります。

※育成者、種子協会等が種苗の生産、譲渡、収穫物の販売等に関する調査を行う場合があります。

お問合せ先

特別栽培について 最寄りのJA

特別栽培・有機栽培について NPO 法人 和歌山有機認証協会 073-499-4736

種子の注文について 最寄りのJA購買窓口

その他「つや姫」に関すること 和歌山県農林水産部果樹園芸課 073-441-2904